

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【公開番号】特開2005-350060(P2005-350060A)

【公開日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-050

【出願番号】特願2005-168929(P2005-168929)

【国際特許分類】

B 6 0 C 17/04 (2006.01)

B 6 0 B 21/12 (2006.01)

【F I】

B 6 0 C 17/04 Z

B 6 0 B 21/12 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月6日(2008.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タイヤ空気圧が失われたときにタイヤのトレッドストリップ領域を支持するためにタイヤ内でホイールリム上に装着されるランフラットサポートリングであって、ホイールリムは走行中の回転軸を規定しており、ホイールリムは、軸方向と周方向とを規定しており、ホイールリムは、環状凹部と、ランフラットサポートリングを着床させるための着床部とを有しており、着床部は、外側支持表面と内側支持表面とを有しており、内側支持表面は、前記回転軸に対して外側支持表面より半径方向距離が大きくなっている。

ランフラットサポートリングは、ホイールリムの周りに配置される基部を有しており、当該基部は、周方向に沿って長手方向が向いているクリップを有しており、当該クリップはホイールリムの前記環状凹部内に位置し、前記クリップは、周方向に沿って少なくとも1つの不連続部を有しており、

ランフラットサポートリングは、空気圧が相当失われた場合に、トレッドストリップ領域と接触するように形成されたキャップと、前記基部と前記キャップとの間で半径方向に延在する複数の壁部材とを有しており、前記壁部材の各々の軸方向幅が、前記キャップの軸方向幅より小さく、前記キャップが前記壁部材から延びる棚部分を形成していることを特徴とするランフラットサポートリング。

【請求項2】

前記棚部分と前記複数の壁部材との間に延在する複数のプレースを更に有していることを特徴とする請求項1に記載のランフラットサポートリング。

【請求項3】

前記基部の軸方向幅が前記キャップの軸方向幅より小さいことを特徴とする請求項2に記載のランフラットサポートリング。

【請求項4】

前記基部の軸方向幅が前記複数の壁部材の各々の軸方向幅より大きいことを特徴とする請求項2に記載のランフラットサポートリング。

【請求項5】

前記壁部材の各々が、ランフラットサポートリングの外側サイドに最も外側の表面を規

定しており、前記プレースの各々は、周方向に沿った幅を有しており、前記最も外側の表面は、周方向に沿った幅を有しており、前記プレースの前記幅が、前記壁部材の前記幅にほぼ等しいことを特徴とする請求項2に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 6】

前記基部は、ホイールリムに隣接して前記ホイールリムに接触するように形成されている複数の回転抵抗面を更に有していることを特徴とする請求項2に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 7】

前記回転抵抗面の各々は、高さが1.7mm以下であることを特徴とする請求項6に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 8】

前記基部は、内側支持面に沿って前記ホイールリムに接触するように形成されて、軸方向に長手方向が向いている複数のリブを更に有していることを特徴とする請求項6に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 9】

前記複数のリブの各々は、片持支持の形状の内側端部を有していることを特徴とする請求項8に記載のランフラットサポートリング。

【請求項 10】

前記複数のリブの各々は、高さが1.2mm以下であることを特徴とする請求項9に記載のランフラットサポートリング。